News Letter

2025
September
Vol.227

ビジネス・アソシエイツ　あいわ税理士法人

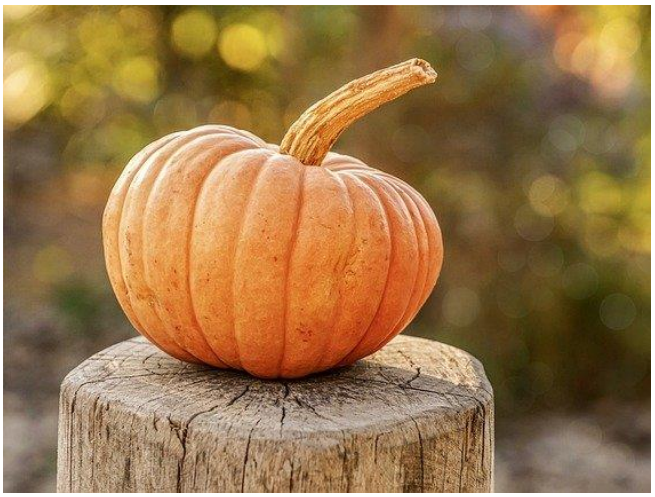

Contents

- 新リース会計基準と Plaza-i での対応
- 小規模ユーザが定期的に Plaza-i をバージョンアップする意義
- Plaza-i 機能紹介-個別与信管理
- サポート対応の方向性
- 在宅勤務の生産性を高める“空気の見える化”
- Plaza-i 最新バージョン情報
- 新リース会計基準に係る税務上の取り扱いについて
- オンライン調査等

発行元

(株)ビジネス・アソシエイツ　108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F　TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人　108-0075 東京都港区港南 2-5-3　オリックス品川ビル 4F　TEL 03-5715-3316｜FAX03-5715-3318

新リース会計基準と Plaza-i での対応

ご存知の通り、昨年 9 月に企業会計基準委員会 (ASBJ)より新リース会計基準が公表されました。あれから早 1 年。強制適用開始まで、あと 1 年半となりましたが、対象となる企業の皆様、準備状況はいかがでしょうか。今回の改正概要とともに Plaza-i の対応予定をご案内いたします。

概要

現在のリース会計基準との最も大きな変更点は、ファイナンスリースとオペレーティングリースの区別が無くなり、原則すべてのリース取引はオンバランス処理となることです。その影響で財務諸表や財務指標にも少なからず影響し、今まで費用計上してきたため、当然、リース管理件数も増え、総じて経理業務を中心とした企業側負担が相当数大きくなることが予想され、計画的な準備が重要となります。

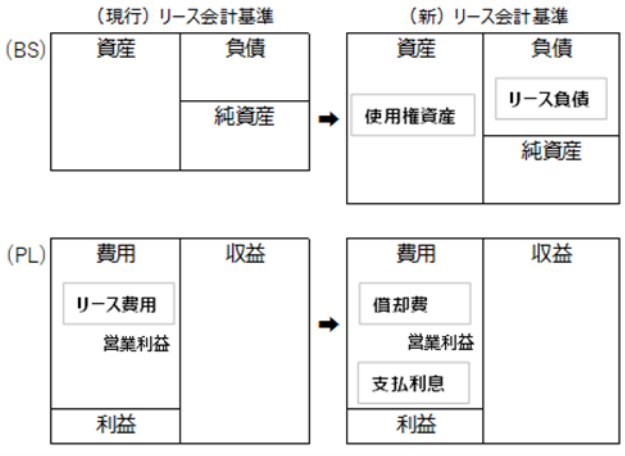

BS	資産	↑
	負債	↑
PL	営業利益	↑
	当期純利益	↓
KPI	EBITDA	↑
	ROA（当期純利益÷総資産）	↓
	自己資本比率	↓

（＊上記は理論上であり、実際には各社計算方法により異なる場合があります。）

適用対象企業

今回新リース会計基準の強制適用となる対象企業は、いわゆる上場企業とその連結対象子会社、会社法上の大会社（資

本金 5 億円以上または負債 200 億円以上の会社）になります。それ以外の中堅・中小企業は、任意適用ですが、会計監査人を設置している会社は対象となります。自社が大会社や上場会社でなくとも、親会社が対象となるその子会社や孫会社は対象になる可能性があるので、早いうちに自社が対象かどうか、確認する事をお勧めします。

適用時期

2027 年 4 月以降開始する事業年度から強制適用となります。この 2025 年 4 月 1 日から早期適用も可能ですが、現時点で弊社の現場の所感では早期適用予定の会社様はあまり無いようです。3 月が決算期の会社は、2027 年 4 月から、12 月が決算期の会社は 2028 年 1 月から、新リース会計基準に従って会計処理をしていく必要があります。

対象となる資産

リースの定義も見直され、リースと名のつく契約に限らず、

- 物理的に“特定”できる資産
- 借手が使用期間全体を通じて、その資産から受ける経済的便益のほとんどを享受できる資産
- 借手が使用期間全体を通じて、稼働指示をする権利を有している資産

等の要件にあてはまる契約はオンバランス対象となる可能性があります（「リースに関する会計基準の適用指針_[設例 1] リースの識別に関するフローチャート」より）。不動産（オフィスや社宅等地代家賃、駐車場等）、並びに動産（社用車や運搬車、複合機、給水機等）のようなわかりやすい取引の他、例えば、実質自社製品のためにしか使えない金型を、お金を払って預かってもらっているケースや、特別に電気会社から施設を提供してもらい大容量電気を供給してもらっているケースなど、契約書にリースと記載が無くても、実質リースや隠れリースとよばれる契約も埋もれている可能性があります。PL の「賃借料」「地代家賃」「業務委託料」「通信費」などチェックポイントになるかと思います。契約書の内容、実際の状況により各社様々ですので、今のうちに精査が必要です。

適用の免除規定と経過措置

適用にあたり、原則は新しい会計基準を過去の期間すべてに遡及適用します。過去の財務諸表の一貫性と比較可能性向上という面では非常にメリットがありますが、実務上、過去に遡って新リース会計基準を適用した財務諸表を出し直す事は大変な負担です。そこで、適用初年度以降の残存リース期間に限定して、新基準を適用する方法も容認されています。遡及適用した場合の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する事ができます。過去財務諸表との比較可能性は若干下がるリスクは容認する必要がありますが、現場の負担は比較的軽減されます。

Plaza-i での対応とスケジュール

Plaza-i 固定資産（FAS）モジュールのリースオプションで対応予定です。2026 年春頃のリリースを予定しています。

それまでにできる主な事は

- 新たにオンバランスとなるリース契約の精査・見直し・洗い出し
- 財務影響額の試算
- システム検討
- 予算確保と関係者周知
- 免除規定や経過措置等摘要方針の決定
- リース期間や割引率、開示方法の決定

などです。

Plaza-固定資産（FAS）モジュールを既にご利用でかつリースオプションも採用されているユーザの皆様には、機能自体はバージョンアップで対応します。ただ、新データ登録や旧リースデータの移行等、適用方針によって運用方法も異なりますので、個別にヒアリングとセットアップ、データ移行、トレーニングのご支援をさせていただきます。お見積額は別途お問合せください。FAS モジュールをご利用中でリースオプションを採用されていないユーザ、または FAS モジュールそのものをご利用いただいていないユーザの皆様にも、今回対象となるユーザの皆様にはぜひ FAS モジュールまたはリースオプションの採用をご検討ください。

なお、今回は借手を中心に言及していますが、貸手についても対応予定です。詳細はカスタマーサポートサービス 03-5520-5330 内線 72(support@ba-net.co.jp)または営業部 03-5520-5330 内線 81(sma@ba-net.co.jp)までご連絡ください。

＊税務上の影響については、後記事「新リース会計基準に係る税務上の取り扱いについて」を参照ください。

小規模ユーザが定期的に Plaza-i をバージョンアップする意義

はじめに

Plaza-i は、V2.00.30 のバージョンで「Plaza-i スキーマバージョンアップ」メニューをリリースし、以降、お客様自身でバージョンアップ作業（以下、VUP）を行えるよう、機能の充実と改良を進めてきました。2015 年以降は、弊社による VUP は原則として有償となり、現在では多くのお客様がご自身で VUP を実施されていると考えられます。

基本的には年 1 回程度の頻度を推奨していますが…

弊社では年 1 回程度の頻度で VUP を行う事を推奨しています。ただ、バージョンアップには事前のテスト環境での新バージョンの受入テストが必要な事や本番環境のバージョンアップ当日には Plaza-i の利用制限が掛かるなど、追加で労力を伴う事は事実です。運用が安定しており、追加のカスタマイズ等も必要ない場合、「今安定しているのだからこのままのバージョンでいいじゃないか」という心情になるのは理解できます。

利用機能が複雑かつ多岐にわたる場合や、ユーザ数が多い場合は、ソフトウェアの変更による影響も大きいですが、追加カスタマイズの要求等も多く、毎年とはいかないまでも定期的に VUP を行っているケースが多く見られます。一方で、そうした必要性がない場合、長期間同じバージョンを使用し続ける事例も散見されます。古いバージョンをご利用のお客様を調査したところ、スタンドアロンや 5 ユーザ前後の規模のお客様が多い傾向にありました。

そこで今回は、主にスタンドアロンや少人数規模のお客様向けに、定期的なバージョンアップによって得られるメリットと、バージョンアップを行わなかった場合に生じ得るデメリットをそれぞれご紹介します。

バージョンアップを定期的に行う場合に発生しうるメリット：機能追加、改善の恩恵を定期的に

受けられる

営業時にも説明していますが、Plaza-i はワンソースのパッケージであり、他のお客様向けに追加された機能や汎用的な新機能、改善された機能は、すべてのお客様が利用可能です。

このニュースレターでも過去に新機能の紹介記事を掲載していましたが、たとえば「入力中の項目を強調表示する機能」や「照会画面のグリッドでの値検索・フィルター機能」など、汎用性の高い機能は多くのお客様にとって操作性や快適性の向上につながります。

定期的にバージョンアップを行うことで、これらの新機能を活用していただくことが可能になります。

バージョンアップを定期的に行なっていなかった場合に発生しうるデメリット：ハード交換時にバージョンアップが強制されてしまう場合がある

Plaza-i は、Windows OS 上で Oracle Database を利用して動作するシステムです。OS やデータベースも新バージョンがリリースされるため、特に OS が新しくなった場合、古い Oracle Database がサポート対象外となることがあります。

Plaza-i も新しい OS やデータベースに対応するためにプログラムの変更が必要となる場合があり、結果として古いバージョンの Plaza-i は新しい環境では動作しなくなることがあります。

また、Windows OS や Oracle Database にはサポート期限があり、期限を過ぎるとセキュリティ強化や不具合修正などのアップデートが提供されなくなります。そのため、定期的にサーバや PC の入れ替えが必要になります。

AWS や Azure 等のクラウド環境で Plaza-i を利用している場合は当てはまりませんが、自社で管理しているハードが利用不可能なレベルで故障した場合には、強制的にサーバや PC を買い替える必要に迫られます。その時、Plaza-i が新しい OS に対応していないバージョンの場合、新しいサーバにインストールされる Plaza-i は少なくともその新 OS に対応しているバージョンとなり、強制的にバージョンアップを行わなければなりません。この場合、旧環境が故障しているためお客様は Plaza-i を操作できず、VUP は弊社が対応することとなり、その分の費用が発生します。

料金以上に危険なのが、受入テストを行っていない状態でいきなりバージョンアップを行わざるを得ないという点です。新しい環境を提供した後に、まずテストバージョンで受入テストを行わなければならず、確認が取れるまでは本番環境の運用がストップします。そこで回避不可能な不具合が発見された場合、その不具合の修正、リリースを待たなければなりません。こうなると複数営業日にわたって Plaza-i を利用した業務を止めざるを得ません。

筆者は開発部門の人間であり、導入やサポートをメインに行っているわけではありませんが、担当したお客様の中でハードの故障が発覚し、急遽交換せざるを得なくなったケースを複数例経験しています。その中で Plaza-i のバージョンが古かったために弊社側で VUP を行わざるを得なかったケースも少ないですがありました。幸い、上記のような不具合は発生しませんでしたが、結果的に問題がなかっただけであり、非常にリスクの高い状況だったと認識しています。

おわりに

このように説明すると、VUP を行ったメリットもありますが、VUP を行わなかった場合に生じ得るデメリットが非常に大きいと考えられます。

このデメリットの回避は、定期的に VUP を行う意義となり得るのではないかと考えています。

Plaza-i 機能紹介-個別与信管理

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

Plaza-i には与信管理を行う機能として、得意先別に管理を行う「得意先別管理」と事前に承認した（取引別の）個別与信をチェックする「個別与信管理」の 2 種が存在します。

今回はこの内のより細かい与信管理を行う「個別与信管理」についてご紹介いたします。

個別与信管理とは

「取引開始時に登録・承認した与信限度額・その他の条件」と「その取引申請番号を使用した（複数の受注等の各）伝票の実際の状態」とのチェックを行います。個別与信の付与、すなわち、個別与信取引ファイルの作成は SOE 取引申請入力メニューで行います。

また、一つの取引申請に得意先の債権与信だけではなく、仕入前払い、預け在庫の与信等、複数の与信取引を設定し管理する事が可能です。

与信管理の対象

前述の構造を持つため、通常の得意先の債権与信管理よりきめ細やかな与信管理を行う事が可能です。

例えば、債権として確定する予定となる受注残・見積残の金額に対する与信枠を設定し、債権として確定した売掛金・前受金・未落ち手形の金額に対する与信枠とは別枠として管理する事が可能です。

また、特定の支払先に対する前払リスクの為の仕入前払残についての与信枠や、発注先や加工先の規模に応じた納品リスクの為の発注残や加工賃残についても与信枠を登録し管理する事が可能です。

その他、加工先に部品を無償支給する場合や外部倉庫に対して商品を預ける事に対するリスクの為に預け在庫の与信枠を登録し管理する事も可能です。

与信チェックの種類とタイミング

伝票承認時に以下の 4 点のチェックを行います。

① 「与信限度チェック」：設定した与信枠を超過した場合にチェックを行います。

② 「与信期限チェック」：設定した与信期限を超過した場合にチェックを行います。

③ 「取引先一致チェック」：設定した取引先または取引先会社が一致しているかチェックを行います。

④ 「組織一致チェック」：設定した組織と一致するかチェックを行います。

また、前述の伝票承認時＝業務上契約を締結した後のシ事後チェック以外にも、与信の事前チェックを志向し、一定の条件を満たした場合に事前設定したユーザに対して通知

を行う以下の機能も備えております。

① 「取引先個別与信限度接近通知」：与信枠に対して事前設定した割合を超過した場合に通知を行います。

② 「取引先個別与信設定必要通知」：伝票入力時等では、個別与信取引番号をブランクにすることを認めているが、一定の金額を超えている場合、個別与信取引番号を設定する事を要請する通知を行います。

おわりに

今回ご紹介した機能をご利用になる場合は、最新バージョン以降にバージョンアップをして頂いた上で運用設計、セットアップの変更や既存データの更新が必要になりますので、必ず弊社コンサルタントへお問い合わせください。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口 03-5520-5330 内線71(support@ba-net.co.jp)までお問合せください。

サポート対応の方向性

はじめに

日々、自社製品 Plaza-i の開発、サポートを担当している者です。開発方針に従って開発を行い、お客様からの問い合わせを解決するために日々業務を行っています。実際のお問い合わせで問題が発生した場合、重要な点は情報収集と初回の対応の方向性だと考えております。必要な情報を確認質問し、アプリ側の問題なのか、利用方法が間違っているのか、または、通信環境等の外部的な要因が発生しているのか、問い合わせの初期段階である程度の目星を付けられる場合はスムーズに回答を行うことができると業務の中で実感をしています。しかし、その逆も当然あり、初回の方向性が間違っていると多くの時間を消費してしまうことも同時に発生します。今回、業務外の生活でも初回の情報収集と解決への方向性が重要だと感じた苦い経験をしたので記載させてもらいます。

きっかけは動画が見たい

家族から自室で某サイトの動画が見たいと要望されました。通信量や通信速度の理由から、wi-fi を利用する必要がありました。筆者の家は 2 階建てで wi-fi の親機が 2 階にあり要望を受けた家族の部屋は 1 階の角部屋。一番 wi-fi が通りにくい部屋でした。筆者が普段使いしているスマートフォンで接続を確認したところ利用予定の部屋に通信が全く届かず。対応方法を調べていたところ wi-fi の中継器という物があることを知りました。家電量販店等で実物を調べ要件に合いそうかつ、費用を抑えられるように中継器を購入しました。実際に 1 階に設置を行い、筆者のスマートフォンで接続確認を行ったところを 2 階と違いが無い程度に通信は安定し問題無いと判断しました。購入した中継器は、親機とは 2.4GHz 帯の通信を行い、中継機本体からは 5GHz 帯の通信を行うことができる機器です。2.4GHz 帯の低速通信は繋ぐ必要性は無いと思っており、5GHz 帯の高速通信ができれば、大きな問題は無いと思っていました。

ハード要件の重要性

開通テストも終わり、実際に利用開始しても問題無いと家族に伝えたところ問題が発生しました。「wi-fi に接続できない」と家族から報告を受けたことです。元々1 階の wi-fi は通りが悪かったことが、今回の対応で筆者のスマートフォンでは解消されていたので不思議に思いましたが、家族のスマートフォンを確認したところ、かなり古い機種で wi-fi の 5GHz 帯に接続を来なうことができず、2.4GHz 帯の通信しか入りませんでした。前述した通り、中継機は親機との通信を 2.4GHz 帯で行い、中継機から 5GHz 帯に接続できるようにします。中継機を導入したのに利用予定のスマートフォンにとっては wi-fi の範囲は広がっていなかったという結果になりました。初期の確認時点で利用予定の部屋で、筆者のスマートフォンの接続確認は行いましたが、それにプラスして、既に 2 階で利用できる wi-fi の範囲内で利用予定の家族のスマートフォンで確認を行えば事前に把握できた事象でした。この経験から日常生活でもネットワーク要件だけでなく、ハード要件も重要だと感じました。

対応に関して

ハード要件の問題になってしまうと、利用する機器の買い替え以外に選択肢が無いので、動画視聴が目的なら画面がスマートフォンより大きいタブレットを購入する方針で決定し、今では問題無く動画視聴を行うことができています。自分の想像だけでなくできる限り実際の利用状況と合わせた環境で検証することが好ましいことが良く分かる経験でした。初回の情報取集が甘かったため、ネットワーク環境を整えることと並行して利用する機器のタブレットを購入できなかったため、タブレットを調達するまでの時間のロスが大きかったです。これは通常の業務でも共通する初回の方向性、対応範囲把握が甘かったため時間がかかったということだと感じています。

おわりに

今回は、初回の情報収集によって方向性、対応範囲を間違えてしまった経験を記載させていただきました。Plaza-i 以外のプライベートでも、何かの環境を整える場合は、ソフトウェアやネットワークも重要ですが利用予定のハードで利用可能か確認するステップの重要性をお伝えさせていただきました。また、中継機を利用している場合は耐用年数が 4~5 年程度が目安で wi-fi ルータと同タイミングでの買い替えが必要になり、新しい通信規格に対応しているか等の確認も必要です。家庭内の機器の維持コストが上がってしまったことも想像していなかった範囲でした。中継器に限らず何かの機器を導入予定の方の参考になれば幸いです。

在宅勤務の生産性を高める“空気の見える化”

はじめに

弊社では、コロナ禍をきっかけに在宅勤務制度を本格的に導入し、気づけばもう 5 年以上が経ちました。在宅勤務を始めたばかりの頃は、自宅に十分な環境がなく、まずはモニターや椅子といった作業機材を揃えたり、オンライン会議用にマイクやヘッドセットを購入したりしながら、少しずつ快適に働ける環境を整えてきました。

そして最近では、さらに生産性を高めるために部屋の空気の状態にもこだわるようになっています。二酸化炭素濃度、湿度、空気質といった空気の状態は、集中力や快適さに大きな影響を与えます。

今回は、筆者が取り入れている空気環境への工夫についてご紹介したいと思います。

二酸化炭素濃度と集中力

在宅勤務を続けている中で、なんとなく頭がぼーっとして思うように集中できないことがありました。最初は「体調が良くないのかな」と思ったのですが、よくよく調べてみ

ると、どうやら二酸化炭素濃度が集中力に影響を与えるということが分かりました。

二酸化炭素濃度は、一般的に 1,000ppm を超えると集中力や判断力が低下しやすくなると言われています。最近の住宅は気密性が高いため、部屋の扉や窓を閉め切って長時間作業をしていると、あっという間に二酸化炭素濃度が上がってしまいます。その結果、頭が重くなったり、集中力が続かなくなったりします。

そこで筆者は二酸化炭素濃度計を購入して測定してみました。すると、働き始めて数時間で 基準値の 1,000ppm を大きく超え、なんと 2,000ppm まで上がっていることが分かり、驚きました。それ以来、数値を参考にしながら、適度に扉や窓を開けて換気し、濃度が上がりすぎないように気をつけています。

参考までに、いま使用している二酸化炭素濃度計では下の画像のように、スマホアプリで濃度の推移を確認することもできます。

湿度と健康

空気が乾燥し、空気中のウイルスが増えやすくなる秋冬は、湿度が低いと喉を痛めやすく、免疫力も下がってしまいます。その結果、風邪やインフルエンザをひきやすくなってしまいます。出社している時はオフィスに人が多いため、自然と湿度がある程度保たれます。しかし在宅勤務だと、人数が少なく部屋も狭いため、湿度が下がり基準値を下回ることがありました。そこで筆者は「絶対湿度計」を購入することにしました。

湿度には「相対湿度」と「絶対湿度」の 2 種類があります。相対湿度は「空気中の水蒸気量が、その気温で含むことのできる最大水蒸気量（飽和水蒸気量）の何％に当たるか」を表したものです。絶対湿度は「空気中の水分量そのもの（g/m³）」を示します。相対湿度は室温によって数値が大きく変わります。例えば、空気中に水分が 10g/m³ある場合、室温 20℃では相対湿度が約 58％、室温 25℃では相対湿度が 44％と、同じ水分量でも数値が変わってしまいます。これでは、実際に空気が乾燥しているかどうかを正確に把握することが難しくなります。一方、絶対湿度計は温度に影響されず、水分量そのものを測定できるため、乾燥状態や加湿の必要性を正確に判断できます。健康やウイルス対策には、絶対湿度で管理する方が適しています。

秋冬の快適かつ健康的な空気の目安は、絶対湿度 8〜12g/m³ 程度です。この範囲に保つことで、喉や鼻の粘膜の乾燥を防ぎ、ウイルスの活性も下がるため、風邪やインフルエンザの予防にも役立ちます。

筆者は絶対湿度計で測定した結果、在宅勤務中の湿度が低いことが分かったため、スチーム加湿式の加湿器を購入しました。秋冬の間は、絶対湿度計の数値を見ながら適宜加湿することで、快適な湿度をキープしています。そのおかげで、それまで悩んでいた喉の痛みもなくなり、風邪をひかずに仕事を続けられるようになりました。

空気質と健康・集中力

筆者は花粉症のため、春先や秋口など、花粉が多い時期になると、在宅勤務をしていても目や喉がかゆくなり、思うように集中できないことがありました。

そこで、空気質の測定もできる空気清浄機を購入しました。この空気清浄機は、室内の空気質をリアルタイムでモニターでき、空気が悪くなると自動で清浄の強さを上げる機能があります。さらに、スマホアプリと連携させることで、どこにいても今の室内の空気質を確認することができます。

実際に使ってみると、花粉が多い日でも、空気清浄機を稼働させるだけで快適な室内環境を維持できることが分かりました。下の画像は、スマホアプリ上で確認できる空気質の例です。数値で空気質の状態が「見える化」されることで、環境調整がより簡単になりました。

まとめ

共通して言えることは、まず数値を測定して「見える化」することが大切だという点です。実際の数値を確認することで、自分の感覚だけでは気づきにくい問題点が分かり、適切に対応できます。

また、測定したデータはスマホアプリなどを活用していつでも確認できるようにすると、いつでも手元で確認でき、便利です。数値をすぐに確認できることで、換気や加湿、空気清浄などの対応をタイムリーに行え、効率的かつ健康的な作業環境を維持しやすくなります。

そしてこれは在宅勤務に限ったことではありません。家事や趣味、家族との時間など、普段の生活の中でも空気の状態を整えることは、健康を守り、快適に過ごすためにとても有効です。たとえば、睡眠中の二酸化炭素濃度を適切に保つことで、睡眠の質を高めることもできます。筆者自身、空気を「見える化」して管理するようになってから、日常生活全般が快適になったと実感しています。

Plaza-i 最新バージョン情報

2025 年 9 月 17 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

・Plaza-i.NET V2.03.44.04

Ⅱ 新リース会計基準に係る税務上の取り扱いについて

1．はじめに

「リースに関する会計基準」(以下「新リース会計基準」) が令和 6 年 9 月に公表され、令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から強制適用されることになります。新リース会計基準の特徴は、新たにリースの識別に関する定めが設けられ、これまでリースとして認識していなかった取引もオンバランスの対象になる可能性があること、そして、借手側の会計処理はファイナンス・リース、オペレーティング・リースの区分を廃止し、使用権資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することです。

新リース会計基準に対応する税務上の取扱いについては、令和 7 年税制改正大綱において、以下が示されました。

① オペレーティング・リースによりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、引き続き賃貸借取引として支払賃借料（債務の確定した部分の金額）を損金の額に算入することとされました。【借手側】

② 令和 9 年 4 月 1 日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとされました。【借手側】

③ 新リース会計基準において割賦基準第 2 法（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）が認められなくなったことを踏まえ、法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準の特例）は、廃止されました。【貸手側】

本稿では、上記①について、国税庁から令和 7 年 6 月 30 日に公表された「オペレーティング・リース取引に係る借手の申告調整について」を紹介いたします。

2．借手の申告調整（オペレーティング・リース）

資産の賃貸借取引がリースに該当し、かつ、オペレーティング・リースに該当する場合、会計と税務の差異として以下の申告調整が必要になります。

＜前提＞

・リース期間 5 年

・リース開始日：X1 年 4 月 1 日（支払日は毎月末）

・月額リース料：1,000 千円

・決算日：3 月 31 日

・借手の追加借入利子率：8%

・減価償却方法は定額法

① 会計仕訳

▶リース開始日

（使用権資産）49,318 千円/（リース負債）49,318 千円

※借手の追加借入利子率を用いて借手のリース料総額 60,000 千円を現在価値に割り引いた金額

▶X 1 期の期中処理（12 回分の月額リース料合計）

（リース負債）8,356 千円/（現金預金）12,000 千円

（支払利息） 3,644 千円/

▶X 1 期の決算処理

（減価償却費）9,864 千円/（償却累計額）9,864 千円

※B/S 使用権資産 49,318 千円

減価償却累計額 9,864 千円

リース負債 40,962 千円

※P/L 当期純利益 △13,508 千円

② 税務上の取扱い

▶リース開始日

処理なし

▶X 1 期の期中処理（12 回分の月額リース料合計）

（賃借料）12,000 千円/（現金預金）12,000 千円

▶X 1 期の決算処理

処理なし

③ 申告調整（会計と税務の差異の調整）

会計上は、使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上し、減価償却費及び支払利息の費用計上を行うのに対し、税務上は、資産・負債とは認識せず、また、費用計上額に係る損金算入額は支払賃借料相当額となります。

別表 4

単位：千円

区分		総額	留保
当期純利益		△ 13,508	△ 13,508
加算	支払利息否認	3,644	3,644
	減価償却費否認	9,864	9,864
減算	賃貸借取引にかかる費用の損金算入額	12,000	12,000
仮計		△ 12,000	△ 12,000

別表 5（1）

区分	期首	減算	加算	期末
リース負債		8,356	49,318	40,962
使用権資産			△ 49,318	△ 49,318
減価償却累計額			9,864	9,864
差引合計額	0	8,356	9,864	1,508

3．フリーレントに係る借手の税務処理

フリーレント期間が定められた賃貸借契約における借手の賃料の損金算入時期については、税務上明確な規定が存在しませんでしたが、法人税基本通達の改正により（法人税基本通達 12 の 5-3-2)、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは、課税上弊害があるものを除き、賃料総額を賃借期間で按分した金額を賃借期間中の各事業年度において損金算入されるようになりました。

4．最後に

新リース会計基準の適用による会計への影響について既にシミュレーション等を行っている会社も多いと思われますが（税効果へ影響を与える可能性もあります)、次のステップとして、税務における申告調整及びその金額集計の方法の検討、さらに、外形標準課税への影響の確認も必要となります。早めの準備が大切といえます。

Ⅱ オンライン調査等

1．はじめに

国税庁は、令和７年９月からガバメントソリューションサービス（以下「GSS」といいます。）を段階的に導入していくことを公表しました。これに伴い、全法人及び個人を対象として、税務調査等において必要に応じオンラインツール（インターネットメール、Ｗｅｂ会議システム又はオンラインストレージサービス）を利用する予定であるとのことです。本稿では今後活用が広まっていくと思われるオンライン調査等について、関東信越税理士会のホームページ（＜国税庁からのお知らせ＞調査等におけるオンラインツールの利用等について - 税理士会会員向け ｜お知らせ）で公表された PDF 資料を基にご紹介いたします。

2．背景にオンライン需要の高まり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、大規模法人を中心に、Web 会議システム等のオンラインツールを利用した調査対応を要請されるケースが多く認められていました。令和２年７月からリモート調査が導入されましたが、当初は完全なリモートではなく、調査官が対象会社に訪問し、対象会社のネット環境、機器等を利用して別室の会社担当者とやり取り等を行う臨場・対面抑制型調査方式でした。

令和４年 10 月からは、国税局の特官所掌法人（資本金 40 億円以上の一定の法人）を対象としたリモート調査が実施され、調査官が訪問することなく、Web 会議システムを利用した概況聴取、オンラインストレージサービスによる帳簿データの受渡しが行われるようになりました。さらに、令和５年７月からは対象が全ての大規模法人へ拡大され、今回導入されるオンライン調査等の前身となっております。

3．GSS の導入

国税庁は、納税者の利便性向上の需要のみならず、行政業務の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでいます。令和７年９月から導入される GSS は、デジタル庁が提供する政府共通の標準的な業務実施環境（業務用 PC やネットワーク環境）であり、安全性・利便性・効率性の高い行政業務の実現を目的としております。

GSS の導入に伴い、国税庁では Microsoft365 が導入され、Outlook によるインターネットメールや Teams を通じた Web 会議など、外部とのやり取りが可能になります。その他にも Acrobat を用いた PDF の閲覧が可能となるなど、従前のアナログ対応がデジタル化され、飛躍的に作業効率が高まる形と考えられます。GSS 端末は全職員１人１台配備され、調査等において携行される予定です。

4．オンライン調査等の概要

GSS 導入を機に、大規模法人のみを対象に試行されていたオンライン調査等が、中小法人等や個人にも対象が広がり、所得税、相続税等の資産税を含む全税目を対象に段階的に実施されていくこととなりました。これまでの調査等では、連絡は電話で行い、面談は対面、資料のやり取りは郵送で執り行うことが一般的でしたが、オンライン調査等の活用により、納税者及び調査官双方が効率的に調査等に対応できるようになると見込まれます。税務調査、行政指導、書面添付制度に係る意見聴取において、オンラインによる調査等により、次のようなやりとりが実施されます。

① インターネットメールの利用
事前通知後、調査官との連絡にてメールを利用することで、調査で必要となる資料依頼やデータの受渡し等がメールで行われます。税務調査の事前通知は従来どおり、原則電話等の口頭で実施される見込みです。

② オンライン面談の実施
WEB 会議システム（Teams）を利用して、調査等に係る質問や回答等のヒアリングが行われます。

③ オンラインストレージサービスによるデータの受渡し
インターネットメールや e-Tax のほか、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）を利用して、調査官から求められた帳簿書類等の資料のデータの受渡しが行われます。

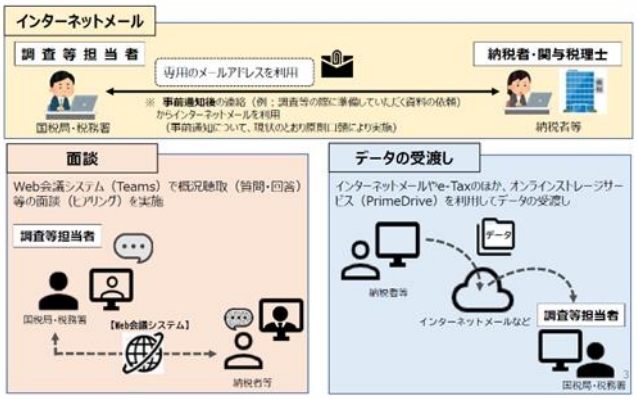

5．実施に際しては事前同意が必要

オンライン調査等の実施は強制ではなく、あくまで任意のものであり、利用にあたってはインターネット利用によるリスク等への理解など、事前に納税者の同意を得て進めることになります。インターネットメールの利用を例にとると、国税局・税務署より納税者・関与税理士に対してメール利用の意思確認を行った上で、Microsoft Forms を通じてオンラインツールの利用に関する同意事項等を登録します。その後、テストメールをやり取りし、受信状態を電話で確認することで準備が整います。

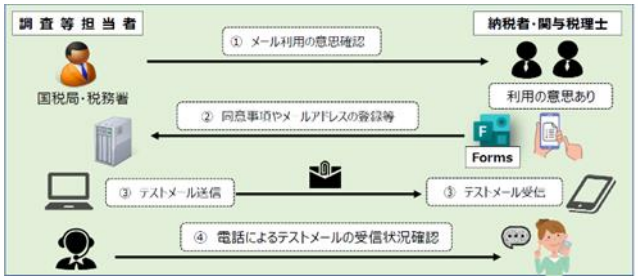

また、オンラインツールは必要に応じて行われるため、連絡はメールで行い、面談は調査官と納税者が直接対面で行うというケースも想定されるようです。

6．今後の展望

令和７年９月から GSS 導入を開始するのは、金沢国税局及び福岡国税局とその管内税務署となっており、同月以降にオンライン調査等の対応が始まります。その他の国税局等及び管内税務署は、令和８年３月から順次導入し、全職員への配備完了は令和８年６月末となる見込みです。

調査官が GSS 端末を携行することで申告書データ等が確認できるため、税務調査時に会社側で申告書の控えを用意するということも無くなると考えられます。事務手続きの面からも今後のオンライン調査等の対応の拡大が望まれます。